

令和7年第1回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年1月15日（水）午後1時28分から午後1時40分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 8名

欠席 農業委員 2名

農地利用最適化推進委員 9名

農地利用最適化推進委員 1名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	出席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	欠席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	欠席
8番	阿部 庄一	出席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	欠席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
3番	目黒 文夫
4番	横山 行雄

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第 1号 令和7年第1回総会までの主な行事について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 1号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について

会 長 　　ただいまより令和7年第1回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

会 長 　　続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、3番 目黒文夫委員と4番 横山行雄委員にお願いします。

　　なお、欠席は5番 星美代子委員、7番 永澤広美委員、3区の齋藤壽委員であります。

会 長 　　それでは、次第4の議事に入ります。

　　報告第1号 令和7年第1回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 　　報告第1号 令和7年第1回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

　　12月17日、目標地図作成・地域計画策定後の対応に向けた研修会が南相馬市で開催され、事務局が出席しております。

　　12月24日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

　　1月9日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、菅野職務代理、阿部委員、鈴木委員、目黒（敏）委員、事務局で調査を実施しております。

　　1月10日、新地町新春のつどいが改善センターで開催され、清野会長と私の方で出席しております。

　　1月12日、新地町二十歳のつどいが文化交流センターで開催され、清野会長と私の方で出席しております。

　　以上でございます。

会 長 　　ただいま、事務局長から報告第1号について報告がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

　　[「ありません」の声あり]

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

　　報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を事務局より報告願います。

事務局 　　報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。2ページをご覧ください。

　　1番から2番については、賃借人が同じであるため、一括でご報告いたします。

　　賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は記載のとおりであります。農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合により、令和6年1

2月14日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しを行うものであります。2番について、解約後の新たな耕作者への権利の設定は、本議案第1号に上程されております。

以上でございます。

会 長 　ただ今事務局から報告がありました。何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 　ないようですので、報告第2号については以上で終わります。
議案第1号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から17番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　議案第1号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から17番をご説明いたします。3ページをご覧ください。

これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

賃借人ごとに一括して説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

1番から10番については、今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は1番が10アールあたり5,000円、2番が10アールあたり9,000円、3番、4番が10アールあたり7,000円、5番が10アールあたり3,000円、4ページ、6番が10アールあたり9,000円、7番が10アールあたり7,000円、8番が10アールあたり3,000円、9番が10アールあたり6,000円、5ページ、10番が10アールあたり7,000円となっております。

11番から16番については、今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は11番が全部で米240kg、12番が全部で米120kg、13番が全部で米210kg、14番が全部で米270kg、6ページ、15番が全部で米180kgと現金30,000円、16番が全部で米180kgとなっております。

17番については、今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は、無償となっております。

説明は以上でございます。

会 長 　ただ今事務局から説明がありました。何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第1号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から17番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をいたします。

1番を説明いたします。議案7ページと資料の1ページから4ページになります。譲渡人、譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は、太陽光発電であり、権利の移動は売買による所有権移転であります。

転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。

転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。周囲の状況から、申請地以外に適地がなかったことから、許可の要件は満たしております。

以上でございます。

会 長 この件に関しましては、1月9日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

阿部委員 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、1月9日に菅野昌孝職務代理、鈴木文雄委員、目黒敏雄委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明いたします。議案7ページと資料の1ページから4ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページに記載のとおりで、申請地は平坦な土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局から説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

鈴木委員 特にありません。

会 長 それでは議案第2号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

 [発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

 [「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」とし、福島県知事へ意見を送付いたします。

 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和7年第1回農業委員会総会を閉会いたします。